

保税蔵置場許可の承継の承認について

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年3月25日

大阪税関長 日置 重人

記

- 1 承継を受けた者の名称及び住所
 株式会社BCJ-98
 (令和8年4月1日付で「株式会社日新」に商号変更予定)
 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階

- 2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社日新一突	大阪府大阪市港区海岸通3丁目、3丁目10番34号
株式会社日新南港	大阪府大阪市住之江区南港中6丁目4番58号
株式会社日新南港航空貨物事業所	大阪府大阪市住之江区南港東4丁目11番16号
株式会社日新汐見埠頭倉庫	大阪府泉大津市汐見町107番地
株式会社日新夕風ストックヤード	大阪府泉大津市夕風町3番1
株式会社日新忠岡倉庫	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目7番地2
株式会社日新忠岡第2倉庫	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目7番地5、7番地8、7番38号

- 3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
 株式会社日新
 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目81番地

- 4 承継後の保税蔵置場の名称、所在地及び承継された期間

名 称	所 在 地	承継された期間
株式会社日新一突	大阪府大阪市港区海岸通3丁目、3丁目10番34号	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 6月30日
株式会社日新南港	大阪府大阪市住之江区南港中6丁目4番58号	自 令和 8年 4月 1日 至 令和10年 4月30日
株式会社日新南港航空貨物事業所	大阪府大阪市住之江区南港東4丁目11番16号	自 令和 8年 4月 1日 至 令和10年 6月30日
株式会社日新汐見埠頭倉庫	大阪府泉大津市汐見町107番地	自 令和 8年 4月 1日 至 令和12年 6月30日
株式会社日新夕風ストックヤード	大阪府泉大津市夕風町3番1	自 令和 8年 4月 1日 至 令和13年 7月31日
株式会社日新忠岡倉庫	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目7番地2	自 令和 8年 4月 1日 至 令和11年 8月31日
株式会社日新忠岡第2倉庫	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目7番地5、7番地8、7番38号	自 令和 8年 4月 1日 至 令和11年 8月31日